

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
30年ー 7 (30. 4.26)	商工労働	<p><b>パワハラ・セクハラ被害の防止と被害者救済策の確立を求める意見書の提出について</b></p> <p>▶陳情理由</p> <p>日本国憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される」とし、憲法第24条や民法第2条においても「個人の尊厳と両性の本質的平等」がうたわれている。また、日本国憲法第14条第1項にも「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定されている。</p> <p>このように、人間は、生まれながらにして平等であつて、その能力に応じて、等しくチャンスが与えられ、幸福の上に生きることができなければならない。</p> <p>一方、未だ、企業において、性別の違いにより給与・待遇・昇進に差があったり、上司と部下、顧客と頭を下げる立場の企業従業員という立場の差を利用していわゆるセクハラ・パワハラ発言等が行われていることが、一般的に問題視されている。</p> <p>これらの行為は、当該被害者個人の尊厳、自己決定権や幸福追求権を踏みにじるものとして、決して許されてはならない行為である。</p> <p>その意味では、鳥取県において、相談窓口を設置・強化するなど被害防止に向けた取組が行われていることは、率直に評価されるべきだと考える。</p> <p>被害者が今後、それを原因としてPTSDを発症してしまうことを防止する意味では、心理的ケアの体制充実が必要不可欠である。また、一般企業の従業員のみならず、公務員も、セクハラ等の加害者や被害者になることが想定され得ることから、国においても、国家公務員法の下位規範たる規程、規則等に、セクハラ等を禁止することや被害者支援体制について盛り込むことも必要である。</p> <p>よって、鳥取県議会として、地方自治法第99条の規定により、その旨、国に対し意見書を提出してもらいたい。</p>	足羽 佑太 (倉吉市)

▶**陳情趣旨**

パワハラやセクハラ被害の防止と被害者救済策の確立を  
求める意見書を鳥取県議会から国へ提出すること